

法科大学院認証評価 (追評価)

自 己 評 価 書

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

平成 21 年 8 月

同 志 社 大 学

目 次

I 章ごとの自己評価

第4章 成績評価及び修了認定	1
----------------	---

I 章ごとの自己評価

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4-1-1 に係る状況）

本研究科では、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、成績評価等に関する小委員会を設置し、FD 委員会、自己点検・評価委員会等とも連携して、成績評価に関する問題点を検討し、以下のような措置を講じてきた。

（１）成績評価の方法は、資料 4-1 のとおりであって、GPA 制度を採用しており、その内容は、学生に周知されている。《資料 4-1 参照》

成績評価のランク分け、各分布のあり方については、合否科目を除き、①原則として、Bを中心とした山型の成績分布になるような相対評価とする。②山型の端はAとCとなるようにし、A+とFは絶対評価とする。③Bは登録者数の3分の1を上限とすることを目安とする旨のガイドラインを設定し、これに基づいて、成績評価を行っている。なお、成績評価における考慮要素（期末試験、平常点、その他）は、各科目のシラバスに表示されている。《2009 法科大学院シラバス・履修の手引 1～180 頁 参照》

これらの基準は、教授会で報告、了承され、担当教員に対しては、採点依頼時に文書でも指示され、学生に対しては、「2009 法科大学院シラバス・履修の手引」により周知されている。《2009 法科大学院シラバス・履修の手引 186 頁 参照》《別添資料追 1：成績評価について（お願い） 参照》

なお、平成 20 年度法科大学院認証評価において、「絶対評価とされている最上位『A+』、不合格『F』の評価尺度の共有が教員間で十分とはいえない」と指摘されたため、2009 年度から、各科目の到達目標をシラバスに記載するとともに、各学年の必修科目における「最低」学力到達目標を定め、これらを絶対評価の指針とすることとし、学生に

も周知した。また、教授会や教育推進会議（教育の質的向上を図るために教育上の諸問題について議論する会議。全教員で構成される）において、A+とFの基準について積極的な意見交換を行い、教員間で評価尺度の共有化を図った。さらに、異なる科目間における評価尺度の共有化の一環として、全科目においてA+とFの点数を統一することとした（A+=95点以上、F=70点未満）。《2009 法科大学院シラバス・履修の手引 1～180 頁 参照》《別添資料追2：2008年度第19回（臨時）司法研究科教授会記録（抄）参照》《別添資料追3：司法研究科における学力到達目標 参照》《別添資料追4：各学年の必修科目における最低学力到達目標（学生への周知文書） 参照》《別添資料追5：2009年度第1回教育推進会議次第 参照》《別添資料追6：2009年度第3回司法研究科教授会記録（抄） 参照》《別添資料追7：2009年度第2回教育推進会議次第 参照》《別添資料追8：2009年度第4回司法研究科教授会記録（抄）/成績評価に関する申し合わせ 参照》【解釈指針4-1-1-1】

（2）成績評価について不服がある学生や説明を希望する学生には、担当教員に対して、一定の期間、不服を申し立て、あるいは説明を求める機会が保障されている。申立て等は、いずれも書面によることを要件とする（申立て書式の理由欄は、「採点に疑問」と「その他」に分かれている）。成績評価について不服が申し立てられた場合、担当教員は、その内容を検討し、学生に対して、書面または口頭により、申立てに対する判断と理由を説明する。申立てに理由がある場合、担当教員は、成績評価を訂正することが求められている。成績評価に説明が求められた場合も、不服が申し立てられた場合と同様、書面または口頭により、説明する。そして、担当教員の上記判断や説明に納得できない学生に対しては、同志社の全学的な制度であるクレーム・コミッティへの不服申立てが認められている。なお、クレーム・コミッティにおいて、不服申立てを相当と認めた場合には、学内の取扱い要領に従って、是正措置が図られることになる。ちなみに、2008年度の秋学期末試験において、書面による担当教員への質問はのべ64件であるが、このうち33件は試験の結果を踏まえた助言を求めるためのものであり、成績評価自体に対する不服申立てではない。なお、担当教員に対して不服申立てをした者で、クレーム・コミッティへの不服申立てをした者はいない。《資料4-2，4-3 参照》《別添資料追9：クレーム・コミッティ制度に関する申合せ 参照》

筆記試験採点の際の匿名性を確保するため、採点者は、氏名欄をとめ具で封緘をして隠した答案を採点するものとし、採点が終了するまではとめ具を外さない扱いとしている。

採点分布に関するデータは、教授会で配付しているほか、同志社大学のウェブサイトにも公表している。なお、複数クラスを異なる教員が担当する科目では、採点の前後に会合を開くなどして、データの共有化を図っている。たとえば、ある分野の科目では、1クラスにおける各評価ランク者数の目安を定めた上で採点し、採点後に協議して調整し、クラス間の公平を図っている。【解釈指針4-1-1-2】《別添資料追10：同志社大学ウェブサイト＜成績評価結果の公表＞検索例〔<http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp>〕 参照》

(3) 個々の科目の成績分布のデータは、全学的取り組みとして同志社大学のウェブサイトで公表している。本研究科の取り組みとしては、科目担当者に対して、出題意図、採点ポイント、講評等を明らかにした書面及び参考答案の提出を要請し、これを事務室において学生の閲覧に供している。口頭による講評が行われる科目、書面による講評を学生に配付する科目も多数にのぼる。さらには、オフィスアワーにおいて、学生に対して個別的に説明している教員もいる。【解釈指針4-1-1-3】《資料4-4 参照》《別添資料追11：2009年度春学期末試験の「出題意図・講評」・「参考答案」の公開について/講評フォーム 参照》

(4) 学期末試験の実施方法は、別添資料追12, 追13, 追14のとおりであって、学生の実力が正確に認定できるよう配慮している。学期末試験は、筆記試験を原則としている。なお、レポート試験を行う場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。《別添資料追12：2009年度春学期末試験実施要領/学期末試験上の注意 参照》《別添資料追13：2009年度春学期末レポート試験実施要領/Eメール（電子メール）によるレポート提出要領について 参照》《別添資料追14：2009年度春学期末持ち帰り試験実施要領 参照》

なお、平成20年度法科大学院認証評価において、「一部科目において、学生が授業にほとんど出席せずに期末試験を受験しているため、期末試験における受験資格について全教員に周知徹底する必要がある」と指摘されたため、2009年度から、本人に帰責事由のない特段の事情がある場合を除き各科目の授業回数の3分の2以上の出席がなければ当該科目の試験（レポート試験等を含む）の受験資格を認めないこととし、全教員、全学生に対し文書ならびに口頭でその旨を周知徹底した。《別添資料追15：2008年度第18回司法研究科教授会記録（抄） 参照》《別添資料追2：2008年度第19回（臨時）司法研究科教授会記録（抄）》《別添資料追16：司法研究科科目の授業出席について（教員向け周知文書） 参照》《別添資料追17：2009年度春学期末試験の実施について（照会） 参照》《別添資料追18：2009年度司法研究科春学期末試験の受験資格の有無について（照会）/2009年度春学期末試験の受験資格の無い者のリスト（様式） 参照》《別添資料追19：司法研究科科目の授業出席について（学生向け周知文書） 参照》

また、平成20年度法科大学院認証評価において、「一部の授業科目の春学期（前期）クラスと秋学期（後期）クラスの期末試験の本試験において、一部同一又は類似の出題がある」と指摘されたため、2008年度秋学期以降、春学期クラスと秋学期クラスの期末試験が同一又は類似の出題とならないよう全教員に対し文書ならびに口頭で周知徹底している。また、春学期クラスと秋学期クラスの期末試験において同一又は類似の出題がないかを事前に教務主任が確認している。《別添資料20：2008年度秋学期末試験問題の提出について（お願い） 参照》

さらに、平成20年度法科大学院認証評価において、「平常点の在り方に関する認識を教員間でより一層共有する必要がある」と指摘されたため、平常点の在り方について教授会や教育推進会議で意見交換した。また、平常点が一律とならないよう質疑応答の機会を増やすなどの工夫を凝らすこと、出席自体を加点事由としないこと、同一

科目においては全クラスで平常点の付け方を統一することなど、平常点の在り方について教授会で具体的な申し合わせも策定し、全教員に対し文書ならびに口頭で周知徹底した。《別添資料追6：2009年度第3回司法研究科教授会記録（抄） 参照》《別添資料追7：2009年度第2回教育推進会議次第 参照》《別添資料追8：2009年度第4回司法研究科教授会記録（抄）/成績評価に関する申し合わせ 参照》《別添資料追1：成績評価について（お願い） 参照》

やむを得ない事由のために本試験を受験できなかった者を対象として追試験制度を設けている。成績評価について本試験受験者と追試験受験者との間に不公平が生じないように、同一問題や類似問題を避けるとともに、講義内容との関連性の有無・程度をチェックするなど、問題の作成に当たり配慮している。再試験は実施していない。《資料4－5 参照》

なお、平成20年度法科大学院認証評価において、本研究科の再評価制度（資料4－6）は「学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価制度ではない」と指摘されたため、2009年度から再評価制度を廃止することとし、全教員、全学生に廃止の経緯と理由を説明し、文書でも周知した。《別添資料追2：2008年度第19回（臨時）司法研究科教授会記録（抄） 参照》《別添資料追21：学期末試験における「再評価」の廃止について（お知らせ） 参照》《別添資料追22：再評価廃止についての学生向け周知文書 参照》《別添資料追23：再評価廃止についての在学生向け説明会の告知文書 参照》《別添資料追17：2009年度春学期末試験の実施について（照会） 参照》《別添資料追1：成績評価について（お願い） 参照》【解釈指針4－1－1－4】

資料4-1

成績評価

- (1) 学業成績は、以下の基準にしたがい A⁺, A, B⁺, B, C⁺, C, F の7段階で評価され、C以上が合格、Fが不合格です。本学以外で使用するために発行する成績証明書には、C以上の評価を得た科目とその成績に加えて、GPA (Grade Point Average) が記載されます。

評価	評点	判定内容
A ⁺	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A ⁺ に準じた成績を示した
B ⁺	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B ⁺ に準じた成績を示した
C ⁺	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C ⁺ に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

- (2) GPA は、A⁺～F の段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。GPA の算出方法は次のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{A}^+ \times 4.5 + \text{A} \times 4.0 + \text{B}^+ \times 3.5 + \text{B} \times 3.0 + \text{C}^+ \times 2.5 + \text{C} \times 2.0 + \text{F} \times 0.0)}{(\text{A}^+ + \text{A} + \text{B}^+ + \text{B} + \text{C}^+ + \text{C} + \text{F})}$$

(A⁺～F) は A⁺～F の評価が付いた科目の単位数の合計

- (3) 科目によっては、「合格」「不合格」で評価する科目もあります。これらの科目は GPA に算入されません。

- (4) 司法研究科においては、2007年度から下記をモデルとした成績評価を行っています。

- a. 原則として、Bを中心とした山型の成績分布になるような相対評価とする。
- b. 山型の端はAとCになるようにし、A⁺とFは絶対評価とする。
- c. Bは登録者数の3分の1を上限とすることを目安とする。

(出典：2009 法科大学院シラバス・履修の手引 186 頁)

資料4-2

採点質問

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知書交付日から1週間以内に、司法研究科事務室に採点質問票を提出してください。

質問や異議申し立てに対し、科目担当者から文書や面談等により回答します。また、希望者には、試験答案等を示して答案の内容や評価基準について説明します。

(出典：2009 法科大学院シラバス・履修の手引 186 頁)

資料4-3

クレーム・コミッティ制度

受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、司法研究科事務室に相談してください。学生からの申し出を受けて、司法研究科のクレーム・コミッティが授業担当者から事実関係を調査し、原因や対策について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

(出典：2009 法科大学院シラバス・履修の手引 187 頁)

資料4-4

学期末試験の講評

学期末試験終了後、科目ごとの出題意図、採点のポイント、講評、学習の仕方についての助言等をまとめ資料を司法研究科事務室に備え、閲覧できるようにしていますので、活用してください。

(出典：2009 法科大学院シラバス・履修の手引 187 頁)

資料4-5

③追試験

病気またはやむを得ない事由のために、定期試験を受験できなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は、以下の点に注意してください。

- a. 当該科目の試験日の翌日から3日以内（事務室閉室日を除く）に追試験願を司法研究科事務室に提出しなければならない。
- b. 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。

対象となる事由	必要な証明書類
本人の病気，怪我	医師の診断書（試験当日に安静が必要である旨の記載が必要）
親族（2親等内）の危篤，死亡（危篤または死亡日の翌日から，1親等は7日以内，2親等は3日以内を適用期間とする。）	会葬案内等
災害	被災証明書
①裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ②裁判員，補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
交通機関の事故，不通（1時間以上の延着の場合に限る。）	交通機関の延着証明書

(出典：2009 法科大学院シラバス・履修の手引 184 頁)

資料4－6

再 評 価

学期末試験により「F」の成績評価が相当であると判断した学生に対して、科目担当者が、当該学生の評価を最終決定する前に、もう一度、その学期に身につけた学力の評価を受ける機会を与えるものです。この機会には、担当者が必要かつ適切と判断した場合にのみ与えられます。

学期末試験の結果、再評価の対象となった者には、司法研究科事務室から直接本人に連絡します。対象者以外が再評価の試験を受験することはできません。

なお、学期末試験（追試験を含む）を受けなかった者は、再評価の対象となりません。

（出典：2008 法科大学院シラバス・履修の手引 155 頁）

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

1 入学前の既修得単位の認定

本研究科では、入学前の既修得単位の認定については、法科大学院学則第9条に従い、該当者からの申請に基づいて、教授会が有益と認めた場合は、法学未修者について単位認定を行っている。ちなみに、2007年度についてみると、申請は1件もなく、2008年度についてみると、1件の申請があったが、その科目と本研究科の設置科目との内容・水準等の適合性を考慮して、単位認定は行っていない。

なお、審査に当たっては、本研究科の教育課程との一体性を損なうことがないように、シラバス等を提出させ、教育内容を正確に把握し、担当分野の教員と主任会において慎重に協議した上、最終的に教授会の決議を経て単位認定することとするなど、厳正な審査を行っている。《資料4－7、4－8 参照》

2 他の大学院等における授業科目の履修

本研究科入学後の他の大学院等における授業科目の履修については、法学未修者に関しては法科大学院学則第7条に従い、また、法学既修者に関しては法科大学院第13条第2項に従い、それぞれ研究科教授会の議に基づいて単位認定を行うことを可能としている。

具体的には、本学の他研究科科目を登録・履修することを認めているほか、関西四大学（関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学）と単位互換協定に基づいて、他大学の大学院科目の履修を認めている。ただし、本研究科の教育課程との一体性を考慮し、修了に必要な単位として算入しないこととしている。《資料4－9 参照》《別添資料2：2008 大学院履修要項 17 頁「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」参照》《別添資料29：関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書についての覚書 参照》

3 外国の大学の大学院における授業科目の履修

法科大学院学則第8条では、外国の大学の大学院において修得した単位等を認定することを規定しているが、現在のところ、法科大学院学則第15条に基づいて留学をした学生はいない。

現在、ウィスコンシン大学ロースクールとの単位互換プログラムの策定、実施を急いでいる。このプログラムにより修得した単位は、本研究科の修了に必要な単位として認定する予定であるが、その際も本研究科の教育課程との一体性を損なうことがないように、厳正な審査を行うこととしている。

資料4-7

同志社大学法科大学院学則（抜粋）

（略）

（他の大学院等における授業科目の履修）

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（外国の大学院における授業科目の履修）

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（入学前の既修単位の認定）

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定する。

（他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限）

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で32単位を超えないものとする。

（略）

（法学既修者）

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学し、同条に規定する単位について第6条の別表Ⅱに定める別表30単位を修得したもののみとする。

2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第8条に規定する単位の認定について、法学既修者は、合計で2単位を超えないものとする。

3 法学既修者には、第9条に規定する単位の認定は行なわないものとする。

（略）

（留学）

第15条 本研究科学生は、在学中、研究科教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条に定める修業年限及び第5条に定める在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

（略）

（出典：同志社例規集 第2編 第1章）

資料4－8

入学前の既修単位の認定について

同志社大学法科大学院学則にもとづき、法学未修者として入学した学生で、本研究科入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会が教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位として認定します。

単位認定の申請方法は、別途周知しますので、指定の期日までに司法研究科事務室で手続きしてください。

（出典：2008 法科大学院シラバス・履修の手引 157 頁）

資料4－9

関西四大学単位互換について

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」（『大学院履修要項』参照）にもとづき、関西四大学単位互換履修生として、関西大学、関西学院大学、立命館大学の大学院の科目を登録することができます。希望者は、以下の日程で申請してください。各大学大学院の履修要項、講義概要、時間割等は司法研究科事務室で閲覧できます。

ただし、この制度によって単位を修得しても修了に必要な単位に算入することはできませんが、『大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として参入されます。また、GPAにも算入されません。

出願書類 関西四大学単位互換履修生願書（司法研究科事務室で配付）

顔写真2枚（3cm×2.4cm、1枚は願書に貼付）

締切日 4月4日（金）

提出先 司法研究科事務室

（出典：2008 年度 大学院司法研究科登録要領）

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3 に係る状況）

本研究科では、特定の科目について単位が修得できなかった場合においても、他の科目については高年次の科目の履修を認めてもよいことがあるところから、原級留置を行う厳密な意味での進級制は採っていないが、2年次配当、3年次配当のC群基幹科目のうち必修科目については、履修条件を設け、公法系、刑事法系、民事法系の系統ごとに履修成果が一定水準に達していない学生に対しては、同じ系統に属する次学期の演習科目の履修を認めない扱いとしている。したがって、各学期の登録単位数も制限されており、学期ごとに一定水準に達しない学生は修了延期を余儀なくされることになることから、実質上進級制を採っているのと変らなくなっている。

各科目の履修条件については、「大学院履修要項」に掲載して、学生に明示するとともに、新入生オリエンテーション時の履修指導で説明し、順調な履修を進めるよう指導している。【解釈指針 4－1－3－1】【解釈指針 4－1－3－2】《別添資料 2：2008 大学院履修要項 287 頁 参照》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本研究科の修了要件は、以下のとおりであり、基準を満たしている。

- (1) 本研究科の修了要件は、3年以上在学し、かつ本研究科が定める履修方法に従い、96単位以上を修得することである。《別添資料2：2008 大学院履修要項 279～288 頁 参照》

その際、以下のような取扱いをしている。《資料4－10 参照》

- ア 同志社大学法科大学院学則第7・8・10条に規定のとおり、他の大学院（外国の大学院を含む。）または他の研究科で履修した授業科目について修得した単位を、32単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。
- イ 同学則第9条のとおり、本研究科に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位をアによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。
- ウ 同学則第13条に規定のとおり、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者に対して、1年在学し、30単位（アとイによる単位と合わせて32単位を超えない範囲で本研究科が認める単位）を修得したものとみなす。【解釈指針4－2－1－1】

- (2) 修了要件として必要な各系の科目の単位数は、以下のとおりである。

- | | | | |
|-------------|------------|------------|---------------------|
| ア 公法系科目 | A 群 6 単位 | C 群 6 単位 | 計 12 単位 |
| イ 民事系科目 | A 群 18 単位 | C 群 18 単位 | 計 36 単位（2007 年度以降生） |
| ウ 刑事系科目 | A 群 6 単位 | C 群 8 単位 | 計 14 単位 |
| エ 法律実務基礎科目 | B 群 6 単位 | H 群 2 単位以上 | 計 8 単位以上 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | F 群 4 単位以上 | G 群 4 単位以上 | 計 8 単位以上 |
| カ 展開・先端科目 | D 群・E 群 | 12 単位以上 | |

- (3) 修了要件として必要な法律基本科目以外の科目の単位数は、以下のとおりである。

本研究科の修了要件単位数は、96 単位であるから、その3分の1である32 単位以上法律基本科目以外の科目を修得しなければならない。

本研究科では、修了要件として、必修科目についてはB 群6 単位の修得を求め、さらに選択科目についてはA 群（法学基礎講義に限る。）、B 群、D 群、E 群、F 群、G 群、H 群の中から合計26 単位以上の修得を求めている。その結果、法律基本科目以外の科目から、合計32 単位以上修得しなければならないことになる。《別添資料2：2008 大学院履修要項 288 頁 参照》《別添資料6：同志社大学法科大学院学則 別表Ⅱ 司法研究科法務専攻授業科目一覧 参照》

なお、法律基本科目以外の科目の内容が、実質的に法律基本科目に当たることがないよう、教務主任においてシラバスを精査の上、担当者に説明を求めるなど、厳正に審査しており、上記選択科目群のうちに実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。【解釈指針4－2－1－2】《2008 法科大学院シラバス・履修の手引 1～149 頁 参照》

資料4-10

同志社大学法科大学院学則（抜粋）

（略）

（修業年限）

第4条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第5条 本研究科に5年を超えて在学することを認めない。

（略）

（他の大学院等における授業科目の履修）

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（外国の大学院における授業科目の履修）

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（入学前の既修単位の認定）

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定する。

（他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限）

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で32単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定及び学位の授与

（課程修了の認定）

第11条 本研究科の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、授業科目について96単位以上修得することとする。

（学位の授与）

第12条 本研究科において、課程修了の認定を得た者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

2 前項に規定する学位には、「法務博士（専門職）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

第5章 法学既修者

（法学既修者）

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学し、同条に規定する単位について第6条の別表Ⅱに定める別表30単位を修得したものとみなす。

2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第8条に規定する単位の認定について、法学既修者は、合計で2単位を超えないものとする。

3 法学既修者には、第9条に規定する単位の認定は行なわないものとする。

（略）

（出典：同志社例規集 第2編 第1章）

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本研究科では、法学既修者として入学を希望する者に対して、入学試験において六法科目に加え、行政法の受験を課している。合否判定に当たっては、少なくとも法学の基礎的な学識を有すると判断しうる者を合格者としている。【解釈指針 4-3-1-1】《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 6～8 頁 参照》

公平性を図るため、出題に関しては、本学法学部の試験問題の類題が出題されるといったようなことがないように、出題者を複数にし、入試実行委員会においても問題文を精査している。問題文の印刷及び管理・保管には、細心の注意を払ってその漏えいを防ぎ、採点に関しては、採点場所からの答案の持ち出しを禁じ、受験番号欄を厳封して匿名性を維持し、公正さを担保している。

開放性を図るため、試験は、社会人が受験しやすい土曜日、日曜日に実施している。さらに、障がい者を有する者にも、障がいの内容・程度に応じて時間延長や別室受験を認めるなど受験しやすい環境を整備している。また、過去の入試問題を冊子にして希望者に配布したり、ウェブサイトに掲載するなどして公表しているほか、出版社等からの問題の使用許諾にも応じている。《別添資料 30：2008 入試問題/同志社大学法科大学院ウェブサイト＜過去の入試問題＞〔http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/question.html〕 参照》

多様性を確保するため、法学部出身者以外の者にも受験資格を認めている。【解釈指針 4-3-1-1】【解釈指針 4-3-1-2】

法学既修者に対しては、A 群基礎科目のうち必修の 14 科目 30 単位を修得したものと単位認定している。なお、2007 年度以前は、公法講義Ⅲ（行政法）の能力を憲法の試験によって測ることができるものと考え、独自の試験科目としていなかったが、2008 年度入試からは、行政法を試験科目に加えている。【解釈指針 4-3-1-3】

本研究科は、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定は行っていない。【解釈指針 4-3-1-4】

本研究科が認定した 30 単位の内容と修了要件とされている各系の科目の内容にかんがみれば、法学既修者として認定した者について在学期間を 1 年短縮することは適切である。【解釈指針 4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科では、成績評価においても、良心に基づいて法を運用し、国際的視野と判断力を持ち、高度の専門性を有する法曹を養成するという本研究科の理念に適った能力が備わっているかどうかを試すため、各教員において成績評価方法を十分検討の上、学期末試験問題を作成して、採点に当たるなど、厳密かつ公正な評価となるよう努めている。その結果、本研究科において学業成績の優秀な者は、司法試験にも合格しており、法曹としての将来性も期待できる。

(2) 本研究科では、成績評価に当たって、公正さが担保されており、成績評価に疑問や不服のある者については、質問の機会と異議申立ての制度が十分保障されている。

2 改善を要する点

特に該当する事項はない。

法科大学院認証評価(追評価) 自己評価書 別添資料一覧

資料番号	資 料 名 称
追1	成績評価について (お願い)
追2	2008年度第19回 (臨時) 司法研究科教授会記録 (抄)
追3	司法研究科における学力到達目標
追4	各学年の必修科目における最低学力到達目標 (学生への周知文書)
追5	2009年度第1回教育推進会議次第
追6	2009年度第3回司法研究科教授会記録 (抄)
追7	2009年度第2回教育推進会議次第
追8	2009年度第4回司法研究科教授会記録 (抄) /成績評価に関する申し合わせ
追9	クレーム・コミティ制度に関する申合せ
追10	同志社大学ウェブサイト<成績評価結果の公表>検索例
追11	2009年度春学期末試験の「出題意図・講評」・「参考答案」の公開について/講評フォーム
追12	2009年度春学期末試験実施要領/学期末試験上の注意
追13	2009年度春学期末レポート試験実施要領/Eメール (電子メール) によるレポート提出要領について
追14	2009年度春学期末持ち帰り試験実施要領
追15	2008年度第18回司法研究科教授会記録 (抄)
追16	司法研究科科目の授業出席について (教員向け周知文書)
追17	2009年度春学期末試験の実施について (照会)
追18	2009年度司法研究科春学期末試験の受験資格の有無について (照会) / 2009年度春学期末試験の受験資格の無い者のリスト (様式)
追19	司法研究科科目の授業出席について (学生向け周知文書)
追20	2008年度秋学期末試験問題の提出について (お願い)
追21	学期末試験における「再評価」の廃止について (お知らせ)
追22	再評価廃止についての学生向け周知文書
追23	再評価廃止についての在学生向け説明会の告知文書
追24	2008年度同志社大学司法研究科 成績評価状況
追25	2008 法科大学院シラバス・履修の手引
追26	2009 法科大学院シラバス・履修の手引
追27	2008 大学院履修要項
追28	2009 大学院履修要項